

平塚市分別収集計画

令和 7 年 1 0 月 1 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、環境負荷の少ない脱炭素社会かつ循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法、以下「法」という。）第 8 条に基づいて、一般廃棄物の多くを占める容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するものである。また、ごみ焼却施設に係わる負荷の削減や温暖化対策を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量、温室効果ガスの削減及び資源の有効活用が進み、脱炭素社会かつ循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本方針を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の排出抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和 8 年 4 月を始期とする 5 年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）

（単位：t）

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度	令和 1 1 年度	令和 1 2 年度
排出量	20,248	20,269	20,289	20,309	20,330

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1)啓発イベント等の実施

多くの方に、ごみの減量化、資源化への関心を持っていただくため、環境フェアやくるりんまつりを実施し、5R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル、リニューアブル）の啓発を行う。

(2)啓発チラシ等による情報発信

ごみの分け方や出し方、ごみ処理量や経費等を周知するとともに、ごみに対して関心を持っていただくため「平塚市ごみ通信」を発行するほか、時節をとらえた情報を自治会回覧・市ホームページ・市公式LINE等を活用して多くの方の目に触れるように情報発信します。

(3)清掃業務見学会

ごみに対する理解をより深めてもらうため、市民の各種団体を対象に、ごみ処理施設の見学を実施する。

(4)ごみ学級

ごみの分別の仕方や出し方など、ごみに関する知識を深めるために、市内の小学4年生の社会科の授業でごみ学級を実施する。

(5)ごみ収集車見学会

保育園、幼稚園児を対象に各園でごみ収集車の見学等を行うことにより、環境学習のきっかけづくりを実施する。

(6)平塚市ごみ減量化推進委員会

ごみの減量化及び資源化の推進を図るため、広報紙の発行や市主催のイベントにて市民への周知、啓発を実施する。

(7)三者協調方式（資源回収奨励金制度）＊

市民（自治会）、資源回収業者、行政（本市）の三者による資源回収システムで、各家庭から分別排出された資源再生物を資源回収業者が回収及び回収した資源再生物の売払い業務を行うもの。今後も継続的に実施する。

＊資源回収業者は、各家庭からごみステーションへ排出された資源再生物を、回収・運搬し、各々の資源化業者へ売払うとともに、その収集量を本市に報告する。本市は、資源回収業者から報告を受けた回収量に基づき、助成金を自治会に支払う。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)**

本市における最終処分場の残余年数、処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、平塚市が有する収集器材等、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミニウム製の容器	空き缶類
主としてガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	古紙類 (牛乳などの紙パック)
主として段ボール製の容器	古紙類 (段ボール)
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	古紙類 (その他の紙類)
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック (プラクル) ※

※平塚市では、容器包装プラスチックを「プラクル」の愛称で呼び、白色トレイを含む。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	161		156		150		145		140	
主としてアルミ製の容器	386		392		399		405		412	
無色のガラス製容器	(合計) 644		(合計) 628		(合計) 612		(合計) 596		(合計) 581	
	引渡 量 644	独自 処理 量 0	引渡 量 628	独自 処理 量 0	引渡 量 612	独自 処理 量 0	引渡 量 596	独自 処理 量 0	引渡 量 581	独自 処理 量 0
茶色のガラス製容器	(合計) 388		(合計) 379		(合計) 369		(合計) 360		(合計) 352	
	引渡 量 388	独自 処理 量 0	引渡 量 379	独自 処理 量 0	引渡 量 369	独自 処理 量 0	引渡 量 360	独自 処理 量 0	引渡 量 352	独自 処理 量 0
その他のガラス製容器	(合計) 334		(合計) 331		(合計) 329		(合計) 326		(合計) 323	
	引渡 量 334	独自 処理 量 0	引渡 量 331	独自 処理 量 0	引渡 量 329	独自 処理 量 0	引渡 量 326	独自 処理 量 0	引渡 量 323	独自 処理 量 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	89		89		88		88		87	
主として段ボール製の容器	2,472		2,505		2,538		2,572		2,607	
主として紙製の容器包装であって上記以外の物※	(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —		(合計) —	
	引渡 量 —	独自 処理 量 —	引渡 量 —	独自 処理 量 —	引渡 量 —	独自 処理 量 —	引渡 量 —	独自 処理 量 —	引渡 量 —	独自 処理 量 —
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 1,098		(合計) 1,116		(合計) 1,134		(合計) 1,153		(合計) 1,172	
	引渡 量 1,098	独自 処理 量 0	引渡 量 1,116	独自 処理 量 0	引渡 量 1,134	独自 処理 量 0	引渡 量 1,153	独自 処理 量 0	引渡 量 1,172	独自 処理 量 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの *白色トレイは、分別処理していないため、当数値に含む	(合計) 2,978		(合計) 2,983		(合計) 2,988		(合計) 2,993		(合計) 2,998	
	引渡 量 2,978	独自 処理 量 0	引渡 量 2,983	独自 処理 量 0	引渡 量 2,988	独自 処理 量 0	引渡 量 2,993	独自 処理 量 0	引渡 量 2,998	独自 処理 量 0

※「主として紙製の容器包装であって上記以外の物」は、「その他の紙類」という品目に含めて収集しているため、記載しない。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

主としてスチール製の容器	令和5年度実績から過去10年間の人口変動率及び収集実績の増減率の平均値を乗じて算定
主としてアルミ製の容器	令和5年度実績から過去10年間の人口変動率及び収集実績の増減率の平均値を乗じて算定
無色のガラス製容器	令和5年度実績から過去10年間の人口変動率及び収集実績の増減率の平均値を乗じて算定
茶色のガラス製容器	令和5年度実績から過去10年間の人口変動率及び収集実績の増減率の平均値を乗じて算定
その他のガラス製容器	令和5年度実績から過去10年間の人口変動率及び収集実績の増減率の平均値を乗じて算定
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの	令和5年度実績から過去10年間の人口変動率及び収集実績の増減率の平均値を乗じて算定
主として段ボール製の容器	令和5年度実績から過去10年間の人口変動率及び収集実績の増減率の平均値を乗じて算定
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	令和5年度実績から過去10年間の人口変動率及び収集実績の増減率の平均値を乗じて算定
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの ＊白色トレイは、分別処理していないため、当数値に含む	令和5年度実績から過去10年間の人口変動率及び収集実績の増減率の平均値を乗じて算定

＜人口推計方法＞

平成26年から令和5年までの各年における10月1日現在の推計人口の平均変動率が100.1%であるため、令和8年度から令和12年度について、同様の割合で推移するものとして算出。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
258,897人 (前年度比) 100.1%	259,156人 (前年度比) 100.1%	259,415人 (前年度比) 100.1%	259,674人 (前年度比) 100.1%	259,934人 (前年度比) 100.1%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
金属	スチール製容器	空き缶類	資源回収業者による定期収集	市
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ビン	資源回収業者による定期収集	市
	茶色のガラス製容器			
	その他ガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	古紙類 （牛乳などの紙パック）	資源回収業者による定期収集	民間業者
	段ボール	古紙類（段ボール）		
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	古紙類（その他の紙類）		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	市
	その他プラスチック製容器包装	容器包装プラスチック（プラクル）		

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

施設整備に関しては現行どおりとする。

分別収集の用に供する施設の種類

容器包装廃棄物の種類	収集容器	収集車両	中間処理
スチール製容器	コンテナ	平ボディ・パッカー車	平塚市リサイクルプラザ
アルミ製容器	コンテナ	平ボディ・パッカー車	
ガラス製容器（無色、茶色、その他）	コンテナ	平ボディ	
飲料用紙製容器	コンテナ	平ボディ	民間業者
段ボール	縛る	平ボディ・パッカー車	
ペットボトル	透明・半透明の袋	パッカー車	平塚市リサイクルプラザ
その他プラスチック製容器包装	透明・半透明の袋	パッカー車	

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からなる廃棄物対策審議会を組織し、推進体制を整備する。

自治会における分別収集の精度をさらに高めていくため、自治会への排出基準の説明会の開催、必要な用具の貸出等を行う。